

青森県報

号外第二十六号

平成二十九年
三月二十九日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則…………… (建築住宅課) …… 一

告 示

青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例別表第一号及び第二号の知事が定める者の一部改正…………… (建築住宅課) …… 一

青森県建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等徴収条例別表第一号、第二号及び第三号の知事が定める者並びに同号の知事が定める場合の一部改正…………… (同) …… 一

公 告

特定商取引に関する法律第八条第二項の規定による公表…………… (県民生活文化課) …… 二
右 同…………… (同) …… 三

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十二号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一小柳団地の項中「二百五十六戸」を「三百三十八戸」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年五月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百三十三号

平成二十五年三月二十七日青森県告示第二百五十六号（青森県低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等徴収条例別表第一号及び第二号の知事が定める者）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号を次のように改める。

一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（複合建築物（住宅の用途に供する部分及び住宅の用途以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。以下同じ。）又は非住宅建築物（住宅の用途以外の用途のみに供する建築物をいう。以下同じ。）に係る都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十三条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定又は同法第五十五条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）

第二号中「（住宅の用途に供する部分及び住宅の用途以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。）」「（住宅の用途以外の用途のみに供する建築物をいう。）」及び「（平成二十四年法律第八十四号）」を削る。

青森県告示第二百三十四号

平成二十八年四月一日青森県告示第二百五十三号（青森県建築物エネルギー消費性

能向上計画認定申請手数料等徴収条例別表第一号、第二号及び第三号の知事が定める者並びに同号の知事が定める場合）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

前文中「青森県建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等徴収条例」を「青森県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例」に、「別表第一号、第二号及び第三号」を「別表第一号の知事が定める用途、同表第二号、第三号及び第四号」に改め、第一号を次のように改める。

一 条例別表第一号の知事が定める用途は、次に掲げる用途とする。

イ 危険物の貯蔵場又は処理場

ロ 水産物の増殖場又は養殖場

ハ 卸売市場

ニ 火葬場

ホ と畜場

ヘ 汚物処理場

ト ごみ処理場

チ 工場、倉庫又はイからトまでに掲げる用途に類する用途

第二号中「別表第三号」を「別表第四号」に改め、同号イ中「第三条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同号ロ中「第六条」を「第二十八条」に、「第三条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 条例別表第二号、第三号及び第四号の知事が定める者は、次に掲げる者とする。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年 経済産業省 令第一号）第一条第一項第一号に規定する非住宅建築物をいう。以下同じ。）若しくは複合建築物（同号に規定する複合建築物をいう。

以下同じ。）若しくは複合建築物の非住宅部分（法第十一条に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）に係る法第二十九条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定又は非住宅建築物若しくは複合建築物に係る法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定（以下「建築物エネルギー消費性能基準適合認定」という。）を受けようとする場合に限る。）

ロ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（非住宅建築物若しくは複合建築物若しくは複合建築物の非住宅部分に係る法第二十九条第一項の規定による建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定若しくは法第三十一条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定又は非住宅建築物若しくは複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能基準適合認定を受けようとする場合を除く。）

公 告

特定商取引に関する法律第八条第二項の規定による公表

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、次のとおり訪問販売に関する業務の一部の停止を命じたので、同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 氏名

片平義和

二 住所

北海道札幌市西区八軒四条東二丁目五の一

三 業務停止の期間

平成二十九年三月二十九日から平成三十年三月二十八日まで

四 停止業務の範囲

青森県の区域内における訪問販売に関する業務のうち次に掲げるもの

- 1 役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結について勧誘をすること。
- 2 役務提供契約の申込みを受けること。
- 3 役務提供契約を締結すること。

~~~~~  
特定商取引に関する法律第八条第二項の規定による公表

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、次のとおり訪問販売に関する業務の一部の停止を命じたので、同条第二項の規定により公表する。

平成二十九年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 氏名

毛利友信

二 住所

北海道余市郡余市町黒川町四丁目九九

三 業務停止の期間

平成二十九年三月二十九日から平成三十年三月二十八日まで

四 停止業務の範囲

青森県の区域内における法第二条第一項に規定する訪問販売に関する業務のうち次に掲げるもの

- 1 役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結について勧誘をすること。
- 2 役務提供契約の申込みを受けること。
- 3 役務提供契約を締結すること。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭